令和6年度 市民相談事業のまとめ



令和7年6月発行 周南市市民相談センター

■市民相談の概況

市民相談センターでは、市政や暮らしに関する様々な相談等を受け付けています。 令和6年度の相談件数は929件で、前年度の1,130件に比べ、約17.8%の 減少となっています。

【相談種別件数の推移】

年度相談種別	R 4	R 5	R 6	前年度差 (件)	前年度比 (%)
行 政 相 談	229	244	151	- 93	-38.1
民 事 相 談	527	544	440	-104	-19.1
無料法律相談	328	342	338	-4	-1.2
合 計	1, 084	1, 130	929	-201	-17.8

1. 行政相談(適切な部署等への案内)

相談件数は151件で、前年度の244件に比べ、約38.1%減少しています。 相談内容は、道路・公園・河川、生活支援、障害・老人などが増加しており、行 政その他に関する相談が集計方法の変更により大幅に減少しています。

2. 民事相談(適切な機関の紹介等)

相談件数は440件で、前年度の544件に比べ、約19.1%減少しています。 相談内容は、民事一般、相隣(その他)は大幅に増加しており、生活環境、夫婦 (婚姻関係)、その他に関する相談は大幅に減少しています。

3. 無料法律相談

日常生活の問題等で法律に関係する相談について、弁護士など法律の専門家による相談会を開催しています。

徳山地区においては市役所本庁舎で9回、新南陽地区においては新南陽ふれあい センターで6回、熊毛地区においてはゆめプラザ熊毛で1回、年間16回開催しま した。

市役所本庁舎では、原則、弁護士2名と司法書士2名、その他の会場では、弁護士1名が法律相談を行いました。

相談件数は338件で、前年度の342件に比べ、約1.2%減少しています。 相談の主な内容は、相続・贈与、民事一般、土地・建物となっています。この うち、相続・贈与、民事一般に関する相談が前年度比増となっています。

■犯罪被害者等支援の概況

犯罪被害者等支援については、各機関において個別に相談に対応してきましたが、 平成17年に施行された犯罪被害者等基本法に基づき、総合的な窓口の確定・関係 機関との連携・市民等の理解のための啓発・経済的支援等を強化し、社会全体で支援に取り組む事となりました。

本市では、令和4年4月に「周南市犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和5年3月に「周南市犯罪被害者等支援計画」を策定しました。生活安全課市民相談センターに「総合的相談窓口」を設置し、庁内外の関係機関との連携により支援を実施しています。

令和6年度は、「犯罪被害者週間」に合わせ、11月18日から11月27日まで、市役所1階ロビー、2階市民ギャラリーにて『犯罪被害者週間パネルの展示』を行いました。

その他、特定非営利法人全国被害者支援ネットワークが実施する寄付金募集活動 「ホンデリングプロジェクト」に協力しました。

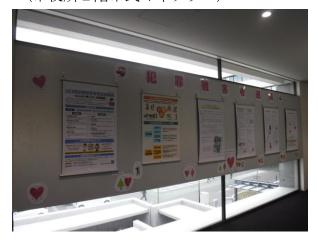
また、相談員の資質向上のため、県や公益社団法人山口被害者支援センターが主催する研修会や法テラス山口地方協議会の研修会に参加しました。

(市役所1階ロビー)





(市役所2階市民ギャラリー)



犯罪被害者週間に合わせた企画展

「犯罪被害者週間パネルの展示」(11月18日~11月27日)

令和6年度 相談件数等

区分		_		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年度
前	年	度	件	数	56	71	93	90	79	81	61	56	58	56	54	33	788	
今	年	度	件	数	39	54	33	63	51	54	53	45	52	51	44	52	591	
行	政		相	談	14	10	9	16	18	17	13	4	13	12	17	8	151	244
民	事		相	談	25	44	24	47	33	37	40	41	39	39	27	44	440	544
	相			談	35	33	19	46	41	35	45	37	34	40	26	44	435	588
事案種別	苦			情	4	10	10	16	3	10	5	4	6	6	4	3	81	50
種 別	要			望		3		1	4	3	3	4	4	3	1	3	29	27
	そ	(カ	他		8	4		3	6			8	2	13	2	46	123
受	本			庁	35	52	29	54	38	51	45	41	51	50	43	50	539	702
付区	新	南		陽	3	2	1	2	5		5	2	1	1		1	23	47
域別	熊			毛	1		3	7	8	3	3	2			1	1	29	35
,,,	鹿			野														4
		ļ	男		19	20	12	28	25	24	18	18	28	31	22	20	265	378
性別		3	女		20	34	21	35	26	30	35	26	24	20	22	32	325	407
別		その他										1					1	1
		不	明															2
方	来			庁	14	12	14	23	17	20	18	16	16	16	9	14	189	191
方法別	電			話	25	42	19	39	34	34	35	29	36	35	35	38	401	596
	文			書				1									1	1
	説	明	助	言	27	15	11	18	15	11	9	7	6	8	6	5	138	350
hn	調	査	検	討					1	1							2	8
処 理結果 果	処	3	理	済		18	15	1	2							1	37	17
	斡			旋	4	5	3	4	8	10	4	1	7	3	4	4	57	45
	無	法	紹	介	3	9	1	22	12	8	15	18	13	11	12	19	143	199
	そ	の		他	5	7	3	18	13	24	25	19	26	29	22	23	214	169

令和6年度 行政相談件数

区2	分	_	_	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度
Τ̈́		111		等	1		1	1	1	1					2		7	10
生	活		環	境	1	2	1		2		1						7	17
廃				屋	1												1	1
空		き		地	ļ													1
道	路・力	公臣	慰 •	河川				3	1	3	4		3	1	1	3	19	14
上	下		水	道	Ī						1				1	1	3	5
住				宅	1		2	1		2		1					7	5
生	活		支	援	3	2		6	1				2		1		15	11
保	健		医	療	ŧ					3	1		2				6	7
障	害	•	老	人		2	1	3	1	4		1	1			1	14	7
J	ど	ŧ	家	庭					1					1			2	
福	祉		_	般	2				1				1		3	1	8	5
税				金	1	1		2	1					2	2		9	10
教				育														3
虐	待	(D	V)														
虐	待 (:	幼	・児	童)														
虐	待(高	齢	者														
人	権(そ	の	他														
農	林		水	産	1				1								2	4
商	エ		観	光	,	1			1				1			1	4	
地	域		政	策	į									1			1	
職	員		対	応						1	3		1	1	1		7	9
市	の		施	訍	(1		1				2	6
国	•	県	関	係		1			1		1	1	1	3	1		9	4
行	政	そ	Ø	他	3	1	4		6	3	1	1		3	5	1	28	125
合				討	14	10	9	16	18	17	13	4	13	12	17	8	151	244

令和6年度 民事相談件数

区 :	分		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度
	婦(婚	姻 関	(係)	2					1	5	1	1		1	1	12	26
虐	待(D	V)			1										1	1
虐	待(幼	・児	童)														
虐	待(高	事 齢	者)							1						1	1
親	族	• 扶	養				1				3			2	2	8	16
生			計					2			1					3	3
相	続	• 贈	与	3	5	1	4	2	3	5	3	7	8	4	5	50	59
家	事	_	般	1	3			1						1		6	9
±	地	• 建	物		5	2	4	2	2	1	4	6			1	27	21
金	銭	• 賃	借		3	1		3	3	2	7	5	2	4	9	39	32
契	約	• 保	: 証	2			2	1	5		1	2		1		14	10
損	害	賠	償				1									1	2
生	活	環	境	2	1			1	2			1	1	1		9	26
廃			屋							2						2	1
空	ē	<u>\$</u>	地	1				1	1							3	
相	隣(境	界)		1		1			2	1				1	6	3
相	隣(その	他)	4	5	7	11	6	5	3	4	4		4	7	60	43
人			権			1				1	1					3	2
労			働				2	1		2					1	6	10
医			療				1	1	2		1		2			7	10
民	事	_	般	7	1	1	5	5	4	3	4	3	1	2	4	40	28
刑			事							2						2	2
そ	0	D	他	3	20	10	15	7	9	11	10	10	25	7	13	140	239
合			計	25	44	24	47	33	37	40	41	39	39	27	44	440	544

令和6年度 無料法律相談件数

Ē	—	崔地	区	年	度												新西	有陽			熊毛
F	用(崔回	数	R5	R6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	1
F	捐	催	日	件数	件数	4/10	6/5	7/10	8/7	9/11	11/13	1/8	2/12	3/5	5/15	6/19	8/21	10/16	12/18	2/19	12/11
1	相談者数		342	338	30	33	24	27	30	32	19	32	30	11	12	12	12	12	10	12	
	ŧ	弁 護	±	239	246	19	21	12	20	22	20	12	20	19	11	12	12	12	12	10	12
相	Ē	司法書	士	103	92	11	12	12	7	8	12	7	12	11							
談員	人村	権擁護	委員																		
別	行፤	攻相談	委員																		
	困り	ノごと村	目談員																		
		土地・	建物	79	62	6	11	5	5	4	8	3	7	3	1	1	4		2		2
		金銭:	·賃借	31	30	6	3	2	4	3	2	3	2	5							
	民	契約:	保証	17	16		1	1	4	2	4	2		1			1				
	事	公	害	2	1																1
相談		相	隣	10	11	ļ	1	1	3	3	1		1			ļ	ļ		ļ		1
内容		民事	一般	53	67	3	2	2	4	6	3		2	7	3	10	4	5	5	8	3
別		夫	婦	15	17	4	2	2	1	2		2	3	1							
	家	親	子	4	2	1															1
	事	相続·	·贈与	103	113	10	11	9	3	8	12	8	14	13	6		3	6	5	2	3
		家事	一般	2	6				1	1	2							1			1
	7	その	他	26	13		2	2	2	1		1	3		1	1					
性別	男		142	158	8	11	10	13	16	20	10	13	14	6	7	6	10	4	4	6	
נימ		女		200	180	22	22	14	14	14	12	9	19	16	5	5	6	2	8	6	6
		恵	山	204	202	20	18	14	18	23	21	10	22	21	5	5	5	7	4	6	3
地		南陽」		97	100	9	12	6	6	4	10	4	8	7		6	5	5	8	4	2
域 別	貞	族 	毛	36	28		2	3	3	2	1	4	2	1	2		2				6
		Ē	野	3	5	1		1						1		1					1
		†	外	2	3		1			1		1									
	~~~~	· ~ 9																			
		0	代																		
		:0	代	16	5	1	1		1			1		1							
		0	代	15	21	1	4	2	3	4	1		1	1			2			1	1
_		0	代	30	27	4	2	1	2	2	2	2 	3	3		1	1		2	1	1
年齢		i0	代	62	57	7	2	2	6	7	2	5	6	5			1	1	2	2	
別		i0 	代	70	90	6	7	5	7	8	10	5	11	10			4		4	2	
		0	代	103	91	7		11	6	8	9	6		5		2	3		2	3	3
		80 	代	40	43	4	8	3	2	1	7		4	4	2	2	1	2	2	1	
		00	代		1						1										
		00 <del></del>	代														<u> </u>				
		下	明	6	3									1	1	1					